

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第380号)

平成17年6月3日

横情審答申第380号

平成17年6月3日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年12月21日緑政地第124号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「地籍調査結果閲覧受付簿（昭和46年度調査地区 旭区今川、本村、四季美台）のうち、昭和48年4月7日受付分」及び「誤等訂正申出書（昭和48年4月7日 整理番号530番）昭和46年度国土調査旭区本村町分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「地籍調査結果閲覧受付簿（昭和46年度調査地区 旭区今川、本村、四季美台）のうち、昭和48年4月7日受付分」及び「誤等訂正申出書（昭和48年4月7日 整理番号530番）昭和46年度国土調査旭区本村町分」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「地籍調査結果閲覧受付簿（昭和46年度調査地区 旭区今川、本村、四季美台）のうち、昭和48年4月7日受付分」（以下「文書1」という。）及び「誤等訂正申出書（昭和48年4月7日 整理番号530番）昭和46年度国土調査旭区本村町分」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成16年10月8日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
- (2) 本市の情報公開条例に基づく開示請求は、何人に対しても、その理由を問わず認められている制度である。本号ただし書イで規定する、人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると異議申立人（以下「申立人」という。）は主張するが、非開示とした情報は、何人からの請求に対しても、人の財産を保護するために公にすることが必要であるものとして、本号ただし書イに規定する情報に該当すると認めることはできなかった。

また、本号ただし書ア及びウの規定には明らかに該当しない。

- (3) 本号では、特定の個人を識別することができる情報を個人情報としてとらえ、非

開示情報とし、例外的に開示する規定を設け、開示する範囲を限定している。前述のとおり、所有する文書を民事裁判の証拠資料として提出するに当たっては、本市が保有する個人情報に適切に保護する観点から、慎重に考慮した。

- (4) また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「個人情報保護条例」という。）第9条第1項第5号に基づき公益上特に必要で、その理由には客観的に妥当性があるとの申立人の主張については、民事訴訟における一方の当事者からの資料請求という判断をしている。
- (5) 対外的に身分関係や居住関係を公証することを目的としている戸籍謄抄本や住民票の写しの取扱いは、それぞれの法律によって請求が認められているものであり、文書の性質が異なる本件申立文書における氏名や住所に関する情報を開示する根拠とはなりえない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分において非開示とされた情報のうち、申立人が求める個人の氏名（以下「本件個人情報」という。）に関する部分の非開示決定を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件請求は、本件申立文書に情報公開条例第7条第2項第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」が含まれていることを前提としつつ、本件個人情報が同号ただし書イに定める「人の・・・財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたることを理由として行っているにもかかわらず、本件処分は、同号ただし書イの該当性についての判断を一切示していない。
- (3) 本件申立文書には、本件個人情報が記載されており、個人情報が含まれていると思われるが、本件申立文書は、本件個人情報の主体である者より提起されている訴訟において反論するための証拠として提出するためのものであり、正に、個人情報が含まれているが原則どおり開示決定をなすべき情報にあたり、情報公開条例第7条第2項第2号ただし書イに該当する。

よって、本件請求に対して開示決定をなすことは適法である。

- (4) 本件請求は、個人情報保護条例第9条に定める「個人情報を取り扱う事務の目的外

の場合」にはそもそもあたらない。

また、仮に本件請求が「個人情報を取り扱う事務の目的外の場合」にあたるとしても、個人情報保護条例第9条第1項第5号の「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」に該当する。

「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」の解釈・運用については、「横浜市個人情報保護に関する条例の解釈・運用の手引き」に、公益上の必要性により個人情報を目的外に利用・提供する例（個人情報保護条例第9条第1項第5号関係）として「ウ目的外に利用する理由等について、客観的に妥当性があるとき」が挙げられている。

- (5) 本件請求の理由は、国土調査の結果、所有権者であると認められた者が、国土調査の結果は誤りであると主張されて提起されている所有権移転請求訴訟の中で、国土調査の結果が正しいことを反論するために証拠として提出するためであり、その理由に、客観的に妥当性があることは明らかである。

5 審査会の判断

(1) 地籍調査について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき実施されている。

地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合は、遅滞なく、その旨を公告し、その公告の日から20日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならないこととされている。

また、一般の閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差があると認める者は、一般の閲覧期間内に、当該地籍調査を行った者に対して、その旨を申し出ることができることとされている。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1について

文書1は、昭和46年度に地籍調査を実施した旭区今川町、本村町及び四季美台地区について、地図及び簿冊の写しの閲覧を実施した際に作成された地籍調査結果閲覧受付簿のうち昭和48年4月7日受付分である。

地籍調査結果閲覧受付簿は、閲覧者への対応の円滑化及び閲覧者数の確認のため

に作成されたものであり、月日、氏名、住所等が記録されている。

イ 文書2について

文書2は、昭和46年度に地籍調査を実施した旭区本村町の調査結果に係る昭和48年4月7日付誤等訂正申出書であり、表面は訂正申出人の住所、氏名、電話番号、訂正を求める土地の所在等が記録されており、裏面は訂正申出処理簿として処理年月日、処理経過、処理結果等が記録されている。

誤等訂正申出書は、閲覧に供された地図及び簿冊に誤差があると認めた者がその旨を申し出る際に、実施機関に提出するものである。

(3) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定しており、本号ただし書イでは、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、条例上保護すべき個人情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示することを規定している。

イ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、文書1に記録されている個人の氏名及び住所並びに文書2に記録されている個人の氏名、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、本号本文に該当する。

ウ 次に、申立人は民事訴訟において反論するための証拠として提出することを目的に本件請求を行っているため、本号ただし書イに規定される人の財産を保護するために公にすることが必要な情報に該当すると主張していることから、本号ただし書イの該当性について検討する。

エ 本市の情報公開条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

このため、本件申立文書を反証として使用するという申立人の個別的事情によっ

て特定の個人を識別することができる情報を公にすることが、一般に人の財産等を保護するために必要であるとは判断できず、本号ただし書イに該当するとは認められない。

オ なお、前記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書ア及びウの規定に該当しない。

カ その他、申立人は、個人情報保護条例との関係について縷々主張するが、本件においては結論を左右するものではない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 16 年 12 月 21 日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 1 月 27 日 (第 55 回第一部会) 平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・諮問の報告
平成 17 年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 17 年 4 月 15 日 (第 1 回第三部会)	・審議
平成 17 年 5 月 20 日 (第 2 回第三部会)	・審議